

# 平成30年3月西郷村農業委員会総会議事録

日時：平成30年3月15日（木）

午後1時25分

会場：西郷村文化センター第1研修室

（会長挨拶）

## 1 開 会

## 2 定足数の確認

## 3 議事録署名人の選出

## 4 提出議案

（新規）

（1）議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第4号）

（2）議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第5号）

（3）議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第4号）

（4）議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第5号）

（5）議案第13号 西郷農業振興地域整備計画の変更について

（6）議案第14号 西郷農業振興地域整備計画の変更について

（7）議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について（事案第21号から第32号まで12件）

（8）議案第16号 農地改良行為（客土等）について

## 5 報 告

（1）報告第3号 農地等の現況照会に対する調査結果について

（2）報告第4号 農地等の現況照会に対する調査結果について

（3）報告第5号 農地等の現況照会に対する調査結果について

（4）報告第6号 農地等の現況照会に対する調査結果について

## 6 協議事項

## 7 その他

## 8 閉 会

出席委員

- |    |      |         |    |      |            |
|----|------|---------|----|------|------------|
| 12 | 金田裕二 | 委員 (会長) | 11 | 鈴木武男 | 委員 (職務代理者) |
| 1  | 深谷利男 | 委員      | 2  | 真船正康 | 委員         |
| 3  | 圓谷光良 | 委員      | 4  | 上田秀人 | 委員         |
| 5  | 花安紀夫 | 委員      | 6  | 鈴木宗広 | 委員         |
| 7  | 河西美次 | 委員      | 8  | 鈴木武利 | 委員         |
| 9  | 加須我茂 | 委員      | 10 | 鈴木庄一 | 委員         |

農地利用最適化推進委員

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1  | 近藤富美雄 | 委員 | 2  | 鈴木正男 | 委員 |
| 3  | 早山敏男  | 委員 | 4  | 嶋名恵子 | 委員 |
| 5  | 藤井くに子 | 委員 | 6  | 相川達也 | 委員 |
| 7  | 高橋正人  | 委員 | 8  | 遠藤知志 | 委員 |
| 9  | 小野正   | 委員 | 10 | 松本孝信 | 委員 |
| 11 | 岩鍋國雄  | 委員 | 12 | 真船浩次 | 委員 |

欠席委員

なし

欠席推進委員

なし

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和知正道                      事務局次長 大倉昇

午後 1時25分開会

会長挨拶

○事務局長（和知） それでは、定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、西郷村農業委員会総会をとり行います。

初めに、会長より挨拶申し上げます。

○会長（金田） 皆さん、こんにちは。

もうめっきり春めいてきまして、もう20度以上あるようなきょうは暖かい陽気になっております。昔から三寒四温ということで、春が一日一日とやってくるわけなんです、暑さ寒さも彼岸までということですから、もうそろそろタイヤも交換してもいいのかななんて思っています。

そんな中で、東日本大震災からちょうど丸7年が過ぎまして、復興のほうを着々と進んでいるのかなと思いきや、二、三日前の新聞報道では、農業じゃないですけども、海のほう、漁業のほうで、いわき市のヒラメが何かタイでイベントをやろうとしたら、タイの国民から放射能が心配だとか、いろいろクレームがついて、せっかく段取りした国も県も残念だったというニュースが流れてきておりまして、まだまだそういった面では復興が風評払拭には大変なのかなというふうに感じております。近隣の観光でも、中国でもまだ福島県産の野菜は輸入禁止の状態が続いております。まだまだ大変な事態だなというふうに思っています。（以下、省略）。

けさの、これは日本農業新聞なんですけれども、その中に農地つき空き家の活用というふうな記事がちょっと載っていました。ごらんになった方、いらっしゃいますか。皆さんに配っている農業委員会の新聞じゃなくて、農協のほうでやっている新聞です、日刊紙の。皆さんも聞いたことあると思うんですけども、空き家、今、全国で大変ですね、今、ここに書いてあるのは820万戸が空き家なんだそうです。（以下、省略）

西郷村にもかなりの空き家ありますので、そういったところ新規就農とかいろんな、そこで農業やってみたい方を入れるのには、そういったのを活用するのもいいのかなというふうにも思ったりしました。

きょうは、議案が8件、それから報告4件ほどございますので、最後までよろしく審議のほどをお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

きょうはご苦労さまでございます。

## 1 開会の宣告

○事務局長（和知） 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。よろしく申し上げます。

○議長（会長） それでは、ただいまから平成30年第3回の総会を開会いたします。

## 2 定足数の確認

○議長（会長） 本日は、農業委員が12名中12名、全員でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、全ての方が、推進委員の方も全て出席でございます。

## 3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それでは、議事録署名委員ですが、8番の鈴木武利委員、それから9番の加須我委員をお願いいたします。

## 4 議 事

---

○議長（会長） それでは、早速議事に入らせていただきます。

議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。地区担当農業委員の2番真船正康委員に現地調査をお願いいたしましたので、結果の報告をお願いいたします。

○2番委員（真船） 2番真船正康です。

議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年3月6日火曜日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてみました。

現地調査の結果は、現地調査書のとおりであります。地目は田で、現況も田として管理され

ており、譲受人が今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりになっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 6ページをお開き願います。

意見の決定としまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手をお願いいたします。

（以下、省略）

○5番委員（花安） 単価が安すぎるのではないか。委員会としてどうだと言われると困るんだよ。

（以下、省略）

○議長（会長） 何かお互いに事情があったとしか思えないので。土地が特別悪いわけではないんだろうと思うんですけどもね。長年ずっと今まで賃借していて、そういった経過に至ったということであればやむを得ないのかなと思っています。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 安いんじゃないかという声は出ておるわけなんですけど、このまま保留するわけにはいきませんので、採決に入りたいと思います。これ以上、意見がないようでしたら。

それでは、議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 賛成多数でございますので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

いて」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉）（別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。地区担当委員であります9番加須我委員に現地調査をお願いいたしましたので、結果の報告をお願いいたします。

○9番委員（加須我） 9番加須我茂です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年3月6日、私、会長、事務局2名の計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、現地調査書のとおりです。地目は田、現況は同じく田及び一部遊休農地として管理されており、譲受人が機械等で整備し、田として今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断しました。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 続きまして、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） 14ページをお開き願います。

意見決定の理由としまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、ご意見のある方は挙手の上、お願いいたします。

（以下、省略）

○議長（会長） 先ほどの案件とまるっきり、比較すると、場所は非常にいいところですね。得意な方が機械いっぱい持っているからね。

それでは採決に入らせていただきます。

議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 引き続き、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） 22ページ、23ページをお開き願います。

こちらの申請地は、農地区分としましては役場、熊倉小学校から500メートル以内に入って、公共下水道と公共上水道が入っておりますので、第3種に該当いたします。3-a-①ということで、公共施設便益地域内農地となります。それで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございますので、それでは採決に入らせていただきます。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第11号については原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 引き続き、農地法に基づく農業委員会の意見の説明もお願いします。

○事務局（大倉） 31ページ、32ページをお開き願います。

こちらは、先ほど言いました準工業地域となっております、第3種に該当します。こちらは3-b-③ということで、未線引都計用途地域内農地と判断しました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明がこれで終了いたしました。

これより質疑に入ります。ご意見のある方は挙手の上、お願いいたします。

5番花安委員。

○5番委員（花安） これ、小田倉小学校の通学路になっているところだよね。この辺、よく注意してもらって、話してください。

○事務局長（和知） はい。通学路を確認してきましたので。

（以下、省略）

○議長（会長） ほかにご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 意見ないようでしたら、採決に入ります。

議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第13号「西郷農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

（以下、省略）

○議長（会長） それでは採決に入ります。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第13号については原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（会長）　続きまして、議案第14号「西郷農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　説明が終わりました。

ただいま説明あったように、総区域面積については50町歩弱、48.8ヘクタール、その中で8反8畝が農地が含まれる、その農地に対しての審議でございますが、その農地も現況はもう航空写真で見るとおり、もう木がいっぱい生えて、山になっている状況かな、そういうことで。

（以下、省略）

○8番委員（鈴木）　この場所はもう水田としては不可能な状態だから。そして現在、下のほうに水田もあるけれども、それにはかけないで設置するということだね。

（以下、省略）

○議長（会長）　まあメガソーラーがもうあっちゃこっちゃ、どんどん西郷はできてまいりまして、ほとんどが山林ということで、今、原野化、山林化した農地が一部、中に含まれているということで、そういった関係でございます。

ほかにご意見ございませんか。

（以下、省略）

○議長（会長）　それでは、ご意見ないようですので、採決に入ります。

議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長）　全員賛成ですので、議案第14号については原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（会長）　続きまして、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　説明が終わりました。

皆さんからご意見を求めます。

○議長（会長） 8番鈴木委員。

○8番委員（鈴木） 8番鈴木です。第29号、あと30号の貸借権の任期为10年ですよね。それで前に、前の農業委員の人が質問したときに、その10年間というのは農業公社とかそういうのには認められるけれども、個人的には認められないというような話を聞いたんですよね。だから今回、この方はどうなのかなと思ったんですよ。

○議長（会長） それについて、事務局、経過説明。

○事務局（大倉） 継続ということで、お互いの方が10年で今までどおりやっていたということで、今回もどうしても10年という形にさせていただきたいという申し出があったものから、10年という形のスパンで継続を上げた次第です。

○8番委員（鈴木） そうするとあれですか、普通の一般の人も、無理言って5年とかの任期中で借りているんだけど、お互いの話し合いの中で10年間継続して貸してくれという申請が上がった場合は認めるということなんでしょうか。

○事務局（大倉） 利用権設定に関しましては、村の中でお互いの利用権設定なんですけど、今後、農業委員さん、推進委員さんの活動にもかかわることなんですけど、中間管理機構に農地の集積を進めていただきたいというのが今の国の方針なんです。そうしますと、中間管理機構、先ほど鈴木武利委員が言われたように、中間管理機構の福島県農業振興公社さんに貸し付けをした上で設定をするというふうになりますと、先ほどお話が出たように10年スパンというのが振興公社さんは出てきます。それで、振興公社さんのほうもそれも長過ぎるということで、5年というのも認められているんですが、こちらの農業委員会のほうじゃなくて、農政課のほうで最低5年というのを設定していただきたいということで、過去の流れからすると5年間を最低の利用権設定の期間としていて、それで最長10年という形になっていますので、5年以上だったら6年でも7年でも、お互いの方の了承が得られれば設定期間という形になっていくのではないかと解釈しておりますけれども。

（以下、省略）

○3番委員（圓谷） 今後、西郷村農業委員会としては、じゃ10年という設定でやるのか、今までどおり5年でやるのか、そこら辺を統一しなくて、ただ10年だから、ここには3年とっては不公平だよね。だから農業をやる人は、やはりその農地が5年なり10年なり、安心して借りて耕作できるというメリットがあるから、結局農家をやる若い人がふえてくるわけでしょう。それが、いやいや3年だ5年だと言われたのでは、一応農業委員会としての今後はじ

やどういう設定をしていくのかというのを、ここで決めていったほうが私はいいと思うんだけどもね、どうですかね、会長。

**○議長（会長）** ただいま圓谷委員、それから鈴木委員からもあったように、従来は、今、事務局説明したとおり、農業公社の場合は10年というふうなスパンでやっていたのですけれども、我々はやはり世代交代をする中で、何ていうかな、10年というのはちょっと長過ぎて、うちのおやじ何か貸したみたいだけれどもいつ貸したのか、さっぱり息子がわからないというような、いろんな弊害が起きたりしていたのですね。いつ期限が切れるのかもお互いにわからなくなってしまうなんていうふうな事態があったものですから、じゃどっちも、貸すほうも借りているほうも記憶にとどめていられる5年ぐらいが一番理想的ではないかということで、ずっと今まで5年というふうなスパンでやってきました。ただ、今回は特例というか、従前、最初は10年も認めていたんです、昔は。そのときからずっと来ちゃっていたんだな。だから10年でやってもらいたいという、何かどうしてもそういう要望があって、やむを得ずそう何か引き受けたということなんです、鈴木さん、これからはやはりみんなの意見取りまとめて、ただばらばらだと困るので、ただあとわかりやすくするために終わりの期間、終期、始まる時は3月だの2月だのいろいろばらばらあるんですけれども、終わりは全て年度としては12月31日までというふうな形に分けたんですね。というのは、前は5月の田植えの真っ盛りに借りましたとか、秋の稲刈りに終わりましただのという、それはおかしいだろう、またがっちゃったのではということで、12月31日で終わりというふうな、ケツは合わせていた。それで、5年というふうな形で進めていたんですが、これからみんなの意見で、それはじゃ10年でもいいとか、ただばらばらあると、我々審査したりいろいろする中でもいろいろ不都合が出たりするのかなと思ったりしているんですけれども。

もっと皆さんからも意見、いろいろ出してもらって結構です。

（以下、省略）

**○事務局（大倉）** 結局、2つに分かれちゃっているんですよ。今、会長が言われたように、12月31日までの終期にしている方と、田植え前というか、3月31日までに終期設定している方がいらっちゃって、こちらは事務局の問題になっちゃうのかもしれないんですが、この利用権設定が何百件とあるので、それを前の事務局長のときに2つにしちゃって、12月31日に全部になっちゃうと相当な数になっちゃうんじゃないかという、議案書もつくるのに時間もかかっちゃうということで、今、会長がおっしゃられたように、ケツは合わせるとすると12月31日の1つのケツと、あと3月31日の2つにどんどん集約されていくのかなとは思いますが。

あと、先ほど言いましたように、最低、農政課のほうの意向で5年間という設定になっておりますので、最低は5年間という利用権設定というのは揺るぎない形で、5年間というのを最低にしてもらいたいと思うんですが、それから中間管理機構の関係もあるので、5年か10年かどっちかという形……

(以下、省略)

○5番委員(花安) そうしてきたから、今までは5年、5年としてきたけれども、10年も出てきたので、農業委員会としては最高10年という形で決めたらいいんじゃないの。もうそうやる。

(以下、省略)

○議長(会長) それについてご意見、推進委員の方も意見ございませんか。

それでは、今後、事務的な受け付け段階で、基本は5年だったんですけども、5年から10年、ただ半端の6年だの8年だのというのは認めない、5年か10年というふうなスパンでというふうな形に今後統一していきたいなと思います。

(以下、省略)

○議長(会長) ないようでしたら、議案第15号について原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長(会長) 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長(会長) 続きまして、議案第16号「農地改良行為(客土等)について」、事務局説明をお願いいたします。

○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)

○議長(会長) ただいま説明いただいた関連しまして、2番真船正康委員に現地調査をお願いいたしております。現地調査の結果を説明をお願いします。

○2番委員(真船) 2番真船正康ですが、議案第16号、農地改良行為(客土等)について、西郷村農業委員会農地改良(客土等)届取扱要綱第5条の規定に基づく現地調査結果を報告いたします。

平成30年3月6日火曜日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地確認をしてきました。

この案件、現地地目の畑は土地が低く、水はけも悪いため、畑の土壌改良を行い、菜の花を

植え、今後も継続して営農を行うというものであります。周辺の農地等に影響することもなく、特に問題はないと判断いたしました。

現況は現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

質疑に入る前に、客土については最大1mまでということになっておりまして、これはあくまでも農地として利用する、湿害、結局しけっちゃってどうしても作物がうまくできない、そういった理由によって最大1mまでということですのでございますから、そこに建設残土だのいろいろ石ころだのごちゃごちゃのがあったりするのが客土ではありませんのでご注意願いたいと思います。あくまでも農地として使うというのが目的です。

（以下、省略）

ご意見はほかにございせんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございます。

それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第16号については原案のとおり可決決定いたしました。

## 5 報 告

---

○議長（会長） 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第3号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、事務局説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、9番加須我委員に現地調査をお願いいたしましたので、9番加須我委員、報告をお願いします。

○9番委員（加須我） 現地調査結果報告について、9番加須我茂です。

報告第3号、農地等の現況照会に対する調査結果について、現地調査結果を報告いたします。  
平成30年2月13日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、59ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、雑種地になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

なお、この現地は61ページの現況写真のとおりですので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

写真が雪あるのとないのとありますけれども、反対側のほうがちょっと見づらいかもしれません。

○議長（会長） 報告事項ではありますけれども、皆さんからご意見、何かございますか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、ただいまの報告いただいたとおり、ご承認お願いいたします。

---

○議長（会長） 続きまして、報告第4号「農地等の現況照会に対する調査結果について」事務局説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連して、こちらも9番加須我委員に現地調査をお願いいたしましたので、9番加須我委員から現地調査の結果の報告をお願いします。

○9番委員（加須我） 現地調査の結果報告について、9番加須我です。

農地等の現況照会に対する調査結果について、現地調査結果を報告いたします。

平成30年2月13日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、64ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりです。現況が非農地、雑種地、宅地になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

なお、この現地は66ページ、現況写真のとおりですので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

こちらについても報告事項ではございますが、ご意見ございますか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございますので、報告どおりご承認お願いいたします。

---

○議長（会長） 続きまして、報告第5号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） こちらも9番加須我委員に現地調査をお願いいたしましたので、9番加須我委員から現地調査の結果の報告をお願いします。

○9番委員（加須我） 農地等の現況調査に対する調査結果についてご報告いたします。

私、会長、事務局4名で現地の調査及び確認をしてまいりました。

現地調査の結果は、地目変更登記に係る照会に対する確認書のとおりです。現況が非農地、宅地となっておることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

なお、この現地は71ページ、現況写真のとおりでありますのでご確認願います。

○議長（会長） ただいま加須我委員から報告あったとおりでございます。

ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

---

○議長（会長） 続きまして、報告第6号、こちら「農地等の現況照会に対する調査結果について」説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） こちらは、現地確認を7番河西委員をお願いいたしております。河西委員、報告をお願いいたします。

○7番委員（河西） 現地調査結果の報告について、7番河西美次ですが、報告第6号、農地等の現況照会に対する調査結果について、現地調査結果を報告いたします。

平成30年2月27日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地の調査及び確認をしてきま

した。

現地調査の結果は、74ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、公衆用道路になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

なお、この現地は76ページ、現況写真のとおりですのでご確認願います。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございますので、報告どおりご承認いただきたいと思います。

以上で報告は終了いたします。

## 6 協議事項

---

○議長（会長） 次に日程第6、協議事項に入らせていただきます。

○議長（会長） 皆さんから協議事項、何かございますか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、その他に入らせていただきます。

## 7 その他

---

○議長（会長） 事務局、その他でお願いします。

○事務局長（和知） 先週、こちらの文書、総会の日時と一緒に送らせていただきました。

委員の皆さんで、もし行ける方がおりましたら、ぜひ参加していただければ幸いです。西白河郡4町村集まりまして、活性化フォーラムやりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（会長） 皆さん、既に配付したとおり、中島村の、中島でいうと農家センターみたいなところだね、「輝ら里」というのがありまして、そこでパネリストとして雪割牧場の田中さんがそちらにも出席されますし、私どもの村長も含めて各首長さんたちのパネルディスカッションみたいなものもございますので、ぜひともこれからの農業についていろいろ興味のある方、もちろん皆さん既に農業委員ですから、興味は常にあると思いますが、都合のつく方

は、一応締め切りは3月8日までとなっていますけれども、別に入場制限とかそういうのはございませんので、行ける方についてはお願いしたいと思います。各自、まとめてバスは出ないんだっけ。

○事務局長（和知） 12時半に集合、出発で。

（以下、省略）

## 8 閉会の宣告

---

○職務代理者（鈴木） 皆さん、慎重審議ありがとうございました。

西郷村農業委員会の第3回の定例総会を以上で閉めます。

お疲れさまでした。

午後 3時00分閉会